

中部運輸局における令和６・７年度地域公共交通確保維持改善事業に
関する事業評価の実施方針

令和７年１０月１０日
中部運輸局交通支援室

この実施方針は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号。以下「交付要綱」という。）第 3 条第 5 項、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日国総計第 5 号、国鉄財第 4 号、国鉄業第 4 号、国自旅第 20 号、国海内第 8 号、国空環第 5 号。以下「実施要領」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目（平成 23 年 11 月 28 日国総支第 30 号。以下「実施細目」という。）に定める補助対象事業の中部運輸局における事業評価の実施に当たって必要な事項を定める。

１．事業評価の目的

中部運輸局では、実施細目 1. に定める目的に加え、「今後の地域公共交通施策に関する中部運輸局における基本的考え方」（平成 25 年 11 月 1 日付け中運企交第 75 号）に基づき、協議会等が定める上位計画等と地域公共交通計画（生活交通確保維持改善計画を含む）との関連性や、地域全体の交通ネットワークにおける補助対象事業の位置づけを整理し、地域全体の交通網を踏まえた評価及び見直しがされることを目的とする。

２．自己評価（一次評価）

実施細目 2. に基づき自己評価を行い、実施細目 3.（１）に定める様式により報告するものとする。但し、地域公共交通確保維持事業の陸上交通のうち地域間幹線系統確保維持費国庫補助金については、実施細目 2.（１）③に定める項目に加え、「運行系統ごとの輸送量及び収支率」を実施細目に定める様式「別添 1」に追記するものとする。

３．自己評価（一次評価）対象者及び評価対象期間

（１）地域公共交通確保維持事業

令和 7 年度補助対象事業実施期間（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）に事業を実施した協議会で、当該事業実施期間を評価対象期間とする。

（２）地域公共交通バリア解消促進等事業

令和 6 年度補助対象事業実施期間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に事業を実施した協議会等で、当該事業実施期間を評価対象期間とする。

（３）地域公共交通調査等事業

令和 7 年度補助対象事業実施期間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に事業を実施した協議会等で、当該事業実施期間を評価対象期間とする。なお、事業が完了していない場合は協議会が自己評価を実施する時期までを評価対象期間とする。

4. 自己評価（一次評価）の実施時期及び報告期限について

令和8年1月16日までに運輸支局を経由して中部運輸局まで電子データで報告するものとする。

5. 第三者評価委員会への出席について

自己評価（一次評価）を実施した協議会であって、実施要領8.（1）②ア. に定める協議会のうち、以下の（1）から（4）の協議会に対し、第三者評価委員会への出席を求めることとする。

- （1）地域公共交通確保維持事業の陸上交通のうち地域間幹線系統確保維持費国庫補助金による事業を実施した協議会（県協議会に限る）
- （2）出席を希望する協議会
- （3）評価委員が選定した協議会
- （4）その他中部運輸局が必要と認める協議会

6. 第三者評価委員会資料について

第三者評価委員会に出席する協議会は第三者評価委員会資料を作成し、中部運輸局に提出するものとする。第三者評価委員会の場では、これに基づき評価を行い、必要に応じて助言等を行う。

なお、資料の報告期限は別途通知するものとし、その作成方法は別に定める「第三者評価委員会資料（中部様式）作成の手引き」を参考とすること。

7. 実施要領8.（2）「利便増進計画に基づく事業に係る評価について」の中部運輸局における取り扱いについては、他の事業と同様に評価を実施することとする。

8. その他

- （1）協議会等の事業評価の実施にあたっては、以下のガイドライン及び資料等を参考とすること。

また、事業評価の実施にあたっては、協議会等で議論を行うこと。

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価のあり方検討会

「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて（ガイダンス）」（平成25年11月）

<https://www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf>

- ・ 事業評価の活用による地域公共交通ネットワークの改善等に関する検討会

「地域公共交通に関する事業評価の手引き」（平成29年3月）

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/pdf/tebiki.pdf>

- ・ よりよい地域公共交通を目指して、定期的に評価をしましょう

～地域公共交通に関する事業評価の手引き～（令和5年3月）

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/pdf/R4_hyouka.pdf

- （2）第三者評価委員会の出席対象となる協議会の自己評価（一次評価）や、第三者評価委員会資料、第三者評価委員会当日の議事録等は、二次評価結果とともに中部運輸局ホームページ等により公開するため、協議会等においても、ホームページ等による公開に努めること。

- （3）二次評価結果は、次年度以降の計画等に反映できるよう、協議会等においてフィードバックを行うこと。

- (4) 協議会は、地域公共交通会議の議論等の情報を近隣市町で共有し、広域的な自治体連携の促進と近隣市町との交通網の形成に努めること。

■令和6・7年度事業 補助対象事業ごとの事業評価の実施方法

		自己評価 (一次評価)		第三者評価委員会	
		作成様式	提出期限	出席	資料作成
地域公共交通確保維持事業（令和7年度事業）					
陸上交通					
	地域間幹線系統	・別添 1 「運行系統ごとの輸送量及び収支率」を追記 ・別添 1-2	1 月末	対象	・任意様式 ・幹線分析シート（一部系統のみ） ・交通圏資料
	地域内フィーダー系統	・別添 1 ・別添 1-2		※注 1	・中部様式
	車両減価償却費等			地域間幹線系統、 地域内フィーダー系統による	
	公有民営方式車両購入費				
	貨客混載導入経費				
離島航路				※注 1	・中部様式
地域公共交通バリア解消促進等事業（令和6年度事業）					
バリアフリー化設備等整備事業		・別添 1	1 月末	対象外	対象外
利用環境改善促進等事業		・別添 1 ・別添 1-2		※注 1	・中部様式
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業		・別添 1		対象外	対象外
地域公共交通調査等事業（令和7年度事業）					
地域公共交通調査事業					
	計画策定事業	・別添 1 ・別添 1-2	1 月末	※注 1	中部様式 ※注 2
地域公共交通利便増進事業					
	利便増進計画策定事業	・別添 1 ・別添 1-2	1 月末	※注 1	中部様式 ※注 2
	利便増進計画推進事業				
地域旅客運送サービス継続推進事業					
	運送継続計画策定事業	・別添 1 ・別添 1-2	1 月末	※注 1	中部様式 ※注 2
	運送継続計画推進事業				
地域公共交通バリアフリー化調査事業		・別添 1 ・別添 1-2	1 月末	※注 1	中部様式 ※注 2
地域公共交通再構築調査事業		・別添 1 ・別添 1-2	1 月末	※注 1	中部様式 ※注 2

※注1：詳しくは、本文「5. 第三者評価委員会への出席について」を参照

※注2：地域公共交通調査等事業のみを実施の場合は、「中部様式（調査事業）」を作成

（参考）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2の規定により地域公共交通計画の調査・分析・評価（以下「評価等」という）を実施した場合は、主務大臣（国土交通大臣及び総務大臣）へ評価等の結果を送付する必要があります。